

第3次文化推進基本計画の骨子

文化芸術基本法
文化芸術振興基本法

【国】

文化芸術推進
基本計画
(第二期)

《県》

文化芸術推進基本計画(第二期)

第5次芦屋市総合計画

- 2-2-4 就学前教育・保育施設、学校、家庭、地域が連携し、社会の中で学べる環境づくり
- 3-1-1 歴史的・文化的な資源の活用を推進します。
- 3-1-2 多様な連携による読書のまちを推進します。
- 3-2-1 市民による生涯を通じた学習を支援します。
- 4-3-2 多文化が共生する地域づくりを支援します。
- 11-2-1 時代に合った媒体の活用による情報発信の充実を図ります。

創生総合戦略

基本目標2 人がつながり活躍し、暮らしの魅力が高まる住宅都市

第3次文化推進計画の考え方

歴史・風土に培われ、先人によって育まれてきた比類ない本市の文化は、年齢や立場に関わらず私たちに心豊かな暮らしをもたらすだけでなく、本市のこれまでのまちの発展に大きく寄与してきました。今後も、文化を活かした、戦略的な魅力あるまちづくりが求められています。

そこで、次期文化施策の推進に当たっては、文化的活動を通じた人々の繋がりや居場所の創出、次世代への継承、まちの魅力創造・発信など、文化と他分野の施策との連携を深め、文化の力を活かした魅力的なまちづくりを目指します。

基本目標 自然に恵まれた誰もが心豊かに生きることのできるまちを目指して

- ・ ゆとりや潤いなどの実感できる心豊かな市民生活の実現
- ・ 文化振興と地域活性化を一体的に推進し、文化の力を活かしたまちづくりの実現

ビジョン

- ・ 文化的活動を通じた人々の繋がりや居場所の創出、まちの魅力創造・発信など、文化と他分野の施策との連携を深め、文化の力を活かした魅力的なまちづくりを目指します。

施策体系

全ての人のライフステージに文化が行き届く文化政策の推進

未来を切り拓く子どもたちへ向けた文化政策の推進

芦屋文化を生かした戦略的なまちづくりの推進

施策の方向性

- (1) 誰もが文化を身近に楽しめる仕組みづくり
- (2) 文化活動を通じた地域のつながりづくり
- (3) ユニバーサル社会づくりを目指した生涯学習活動の振興
- (4) 文化ゾーンの活性化、各種施設の有効活用
- (5) 文化芸術を行う団体への支援

- (1) 豊かな情操を育む体験活動の推進
- (2) 地域社会とのつながりによる文化体験の機会の充実
- (3) 市内小中学校における多文化共生における理解や意識向上

- (1) 暮らしに根ざした文化交流のまちづくり
- (2) 芦屋らしい良好な住まい・景観づくり
- (3) 読書のまちづくりの推進
- (4) 文化を通じたまちの魅力の情報発信の強化
- (5) 歴史的建造物などの文化財の保存と活用の推進